

75歳以上の方へ

住宅用火災警報器の「給付」 及び「取付支援」を行います！

住宅火災による被害の軽減及び住宅用火災警報器の普及促進を図るため、住宅用火災警報器が未設置である高齢者世帯に住宅用火災警報器の給付及び取付支援を行います。



<給付について>

- ・ 1世帯当たり最大2個、**無償**で給付します
(先着200世帯まで)
- ※ 給付と取付支援はそれぞれ単独も、併用も可能です。



<取付支援について>

- ・ 取付けは**無償**です。取付ける機器は本事業での給付品の他、ご自身でご用意いただいたものでも可能です。
- ・ 電話にて日程調整のうえ、消防職員が取付けに伺いますので、取付けの際は立会いをお願いします。(代理人可)

※建物の構造により取付けできない場合があります。

【対象者】 (申請時点で以下のすべてに当てはまる方)

- ・ 市内在住であること
- ・ 75歳以上の一人暮らし又は同一世帯全員が75歳以上であること
- ・ 市税を滞納していないこと
- ・ 条例で設置義務がある場所に未設置であること
(設置義務がある場所は本紙2ページをご参照ください。)

【申請方法】

- ・ 4月3日(水)から5月8日(水)までの間に、申請書を消防本部予防課(土日祝日を除く、9時~17時)に持参または郵送

※ 申請書は予防課、千代田分署、旭分署、市ホームページにて入手できます。

住警器設置で
安全な暮らし



☆悪質な訪問販売にはご注意ください！

消防職員は住宅用火災警報器や消火器などを販売することはありません。

取付けに伺う際は消防手帳をご提示します



問い合わせ：消防本部予防課 ☎ 422-2485